

## 正社員雇用拡大助成金事業

本県の高い非正規雇用率を改善するため、若年者を正社員として雇用する企業に対し、助成金を支給し、正社員としての就職機会を創出し、職場定着の推進を図ります。

### 助成対象事業者

- ① 県内に雇用保険適用事業所設置届を提出している中小企業事業主であること。
- ② 正社員数が新規採用日の6か月前の末日より増加していること。
- ③ 過去6か月以内に事業主都合による離職者がいない事業所であること。
- ④ 暴力団又は暴力団と関係する事業所でないこと。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号、第5号、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事務所でないこと。等

### 助成内容

- ・ 35歳未満の者（卒後1年以内の者を除く）で過去6か月以内に正社員として雇用されていない者を正社員として新規雇用し、定着に繋がる取組を新規雇用から3か月の間に実施した場合に、予算の範囲内で助成金を支給する。

なお、4月1日から11月1日（予定）の期間に雇用された正社員を対象とする。

### 助成額

- ・ 正社員として新規雇用した1名につき30万円。（1事業者当たり3名まで）

### 事業スキーム

